

# 随意契約理由

令和4年(2022年)8月9日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	N T T豊中ビル～南部コラボネットワークの光ファイバ回線利用
契約内容	N T T豊中ビル～南部コラボネットワークの光ファイバ回線利用
契約締結日	令和4年(2022年)7月29日
及び契約期間	令和4年(2022年)12月1日から 令和6年(2024年)11月30日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府中央区城見2丁目1番5号 株式会社オプテージ
契約金額	3,474,900円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本契約に係る業務は、N T T豊中ビルと南部コラボの間に新規に光ファイバ回線(以下「同回線」という。)を敷設し、専用線として本市に提供するとともに、運用保守サービスを行うものです。</p> <p>本市においては、今回新規敷設する光ファイバのほかに、株式会社オプテージ(以下「同社」という。)が提供する光ファイバを利用しており、同社による光ファイバの一括運用保守が必要となります。</p> <p>また、(仮称)南部コラボでは、同回線のほか、西日本電信電話株式会社の光ファイバを専用線として利用するため、冗長回線として別業者の回線を導入する必要があります。</p> <p>以上のことから、同社以外が業務を実施することが不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を締結するものです。</p>